

尼崎市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、政務活動費の使途の更なる透明性の確保及び市民等への情報提供の充実を図るため、尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年5月31日条例第33号）第10条に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書、当該報告書に領収書等の証拠書類が添付された政務活動費対象経費支出書並びに経理帳簿（尼崎市議会事務局が作成したものをいう。）及び尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（令和4年3月16日議会告示第3号）別表第1第2項第2号エに規定する出張報告書及びその成果物（以下これらを併せて「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付の請求に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の内容)

第2条 収支報告書等は、その写しを閲覧に供する。この場合において、当該収支報告書等に記載されている情報のうち尼崎市情報公開条例（平成16年12月27日条例第47号）第7条に規定する不開示情報部分は塗抹するものとする。

(閲覧の開始)

第3条 収支報告書等の閲覧は、交付年度の翌年度の8月1日（尼崎市の休日を定める条例（平成3年尼崎市条例第1号）第2条第1項に定める休日（以下「尼崎市の休日」という。）にあたるときはその翌日）から開始する。ただし、出張報告書及びその成果物の閲覧は議長に提出された後、隨時開始する。

(閲覧場所及び時間)

第4条 収支報告書等の閲覧場所は、議会事務局内とする。

2 閲覧時間は、平日の執務時間の範囲内とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(閲覧の手続)

第5条 閲覧は、「政務活動費収支報告書等閲覧請求書」を提出することにより行わなければならない。

(遵守事項)

第6条 収支報告書等を閲覧する者は、当該文書を丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

2 議長は前項の規定に違反する者については、その閲覧を中止させることができる。

(費用負担)

第7条 前条の手続による閲覧については、手数料を徴収しない。

2 収支報告書等の写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用として1枚（両面複写の場合にあっては、片面を1枚とする。）につき、10円を負担するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成29年8月1日から施行する。

(対象年度)

- 2 この要綱は、平成28年度以降に交付される政務活動費について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和2年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

尼崎市議会議長様

住 所 _____

氏 名 _____

次のとおり、政務活動費収支報告書等の閲覧を請求します。

| | | |
|---------------|--------|--|
| 閲覧を希望する収支報告書等 | 年 度 | |
| | 会派の名称等 | |

| | | |
|---------------|--------|--|
| 閲覧を希望する出張報告書等 | 年 度 | |
| | 会派の名称等 | |

| | | | |
|-------|------|------|---|
| 写しの交付 | あり | (枚数) | 枚 |
| | (金額) | | 円 |

| | |
|--|----|
| | なし |
| | |